

●市民活動センター指定管理者公募に係る質問及び回答（令和元年8月14日受付分）

質問事項	質問内容	回 答
1 レンタルブースについて	<p>レンタルブースの2016年度から2018年度までの活動率（各年度の年度末時点でのブースの使用数でもよい）は？ 2019年8月1日現在において、どれだけのブースが埋まっており、どれだけのブースが空いているのか。 ブースの賃料が高く感じるが、指定管理者の側で金額を安く設定することは可能か。また、より小さな区画をつくることで、安い賃料設定を設けることは可能か。</p>	<p>ブースの稼働率は2016年度69%、2017年度69.6%、2018年度57.1% となっています。2019年8月1日現在の利用状況は、ブース大（5／5）ブース小（1／9）です。 松江市市民活動センター設置及び管理に関する条例に定める料金を上限として、市長の承認のうえで、指定管理者が金額を設定することは可能です。区画を変更することはできません。</p>
2 1階の展示スペースについて	<p>1階の展示スペースに、常設のテナントを誘致し、賃料を指定管理者が得るということは可能か。</p>	<p>市の規則で、行政財産の転貸（又貸し）は認めていませんので、指定管理者が賃料を得ることはできません。 常設のテナントを誘致される場合、テナント側から直接、市へ行政財産使用申請をしていただくこととなります。審査の結果行政財産使用が許可されれば、お支払いいただく使用料は市の収入となります。 なお、自主事業は指定管理者が主体となり実施するものですが、指定管理者が誘致団体と共同で自主事業を行いたいという申し出があった場合、その具体的内容を踏まえて、自主事業の承認、行政財産使用許可の検討となります。</p>